

～小・中学校及び義務教育学校の保護者の皆様へ～ 「虐待の問題や生徒指導上の問題に関する法規及び学校による通報等の対応について」

学校は児童生徒の安心で安全な「居場所」と「絆」づくりを推進します。

虐待の事案（含む疑い）について学校が把握した場合、保護者の皆様への了承なく、子ども相談センター等へ通告する義務が法律で定められております。

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待に係る通告)第6条1項

虐待の問題

学校等の通告義務

①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合。

打撲傷、あざ（内出血）
骨折、刺傷、やけど 等

②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合。

栄養失調、医療放棄 等

③性的虐待が疑われる場合。

子ども自身が保護・救済を
求めている場合

④子どもが帰りたくないと言った場合。

通告先は①～④が子ども相談センター、それ以外の場合（「叩かれた」という発言や心理的虐待等）は市町村（虐待対応担当課）または子ども相談センターとなります。児童虐待の判断は子ども相談センターや市町村が行います。

下記の事案（含む疑い）について学校が把握した場合、警察へ相談・通報すること
があります。

生徒指導上の問題 抵触する可能性がある刑法規の例について

- 自転車や携帯電話等を故意に壊した。教科書やノート等を破った。
- 断れば危害を加えるなどと脅し、現金等を巻き上げた。
- 教科書やカバン等の所持品を盗んだ。
- コンビニ等で万引きさせた。家の現金等を持ち出させた。
- 学校に来たら危害を加えるなどと脅した。
- プロレス等と称して同級生を押さえつけたり投げたりした。
- 顔面を殴打しあごの骨を折る等、ケガを負わせた。
- 相手が拒否していたのに、無理矢理恥ずかしいことをした。

- 器物損壊罪等（刑法第261条）
- 恐喝罪（刑法第249条）
- 窃盗罪（刑法第235条）
- 強要罪（刑法第223条）
- 脅迫罪（刑法第222条）
- 暴行罪（刑法第208条）
- 傷害罪（刑法第204条）
- 不同意わいせつ罪（刑法第176条）

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（文部科学省 R5.2）

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行うこととなっています。

情報モラルに関する問題

- 特定の人物が誹謗中傷され、ネット上に実名を挙げられる。
- SNS上で「気持ち悪い」、「うざい」などと、悪口を書かれる。
- SNS上にわいせつ画像を掲載される。
- 「自撮り（裸の写真）」の提供を求められる。
- 友だちから送られた児童ポルノ※の画像（動画）を保存、他の友達に送る、画像を送ってと頼む。
- 自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。

上記、事案等については、以下の法等に抵触する可能性があります。

名誉毀損、侮辱・性的姿態撮影等処罰法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童ポルノ禁止法、岐阜県青少年健全育成条例、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法

※ 児童ポルノとは、18歳未満の児童のわいせつな写真・動画データのこと